

生駒市情報公開条例及び生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(生駒市情報公開条例の一部改正)

第1条 生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号ウ中「公務員（）」を「公務員等（）」に、「及び地方公務員法」を「（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法」に、「地方公務員をいう。以下同じ」を「地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第3号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第5号中「又は他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

(生駒市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条－第33条」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。ただし、次に掲げる団体を除く。

ア 国

イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年

法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等

ウ 地方公共団体

エ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

第12条の見出しを「(委託等に伴う措置)」に改め、同条中「委託するとき」の次に「、又は公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるとき」を加える。

第13条の見出しを「(委託を受けた者等の責務)」に改め、同条第1項中「(以下「受託者」という。)は、当該委託を受けた事務に係る」を「又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の業務を行うに当たって取り扱う」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務又は指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該事務又は業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第30条を次のように改める。

第30条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第1項の委託若しくは管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処

する。

第30条の次に次の3条を加える。

第31条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た個人情報
を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき
は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第32条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用
に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的
記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 偽りその他不正の手段により、第21条第1項の決定に基づく個人
情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市情報公開条例第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「
施行日」という。）以後にされる公文書の開示の請求について適用し、施行日前
にされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

3 改正後の生駒市個人情報保護条例第2条の規定は、施行日以後にされる個人
情報の開示の請求について適用し、施行日前にされた個人情報の開示の請求に
ついては、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○お問い合わせ先 文書課情報公開室（内線262）